

春日井市ポイ捨て・ふん害防止推進市民協議会要綱

(名称)

第1条 本会は、春日井市ポイ捨て・ふん害防止推進市民協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、春日井市ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例（以下「条例」という。）の主旨に沿い、市民相互の理解と協力によりきれいで快適なまちをつくることを目的とする。

(事務所)

第3条 協議会は、事務所を春日井市鳥居松町5丁目4番地に置く。

(事業)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 啓発活動
- (2) 条例第8条に定める空き缶等散乱及びふん害防止市民行動の日における清掃活動
- (3) 不法投棄防止に関する活動の推進
- (4) その他協議会の目的達成に必要な事項

(構成)

第5条 協議会の委員は、次に掲げるもので構成する。

- (1) 地域代表
 - (2) 各種団体代表
 - (3) 事業者代表
 - (4) 協議会の事業に関し、賛同を得るもの
- 2 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げないものとする。
- 3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 協議会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 3名
- 2 会長は、委員の互選による。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 6 役員任期は委員の任期とする。

(招集)

第7条 通常総会は、毎年1回会長が招集する。

2 臨時総会及び役員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(会議)

第8条 会議の議長は、会長をもってあてる。

2 会議は、当該会議の構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会の設置)

第9条 協議会は、条例に係る特定の目的を達成するための機関として、部会を置くことができる。

2 部会の委員は、協議会の委員の中から会長が指名する者及び春日井警察署とする。

3 部会に部会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

4 副部会長は、委員のうちから部会長が指名する。

5 部会の会議は、部会長が招集し、会議の議長となる。

6 部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、副部会長がその職務を代理する。

7 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

8 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事業年度)

第10条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が役員会に諮り、これを定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成8年9月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月9日から施行する。